

管理者研修会

※医療安全管理講習会「受講証」を発行します

# 患者トラブルを解決する 最大のポイントとは?



～近年の相談事例から見えてきたもの～



**尾内康彦氏**

大阪府保険医協会事務局参与

医師法、歯科医師法第19条第1項は、「診療に従事する医師(歯科医師)は、診療治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と、その『応召義務』を定めています。講師の尾内氏は「全ての患者トラブルは『応召義務』の問題に行き着く。それに過剰に反応する必要はない」との考えに立ち、患者の無理な要求、迷惑行為に対する限界設定(リミット・セッティング)の必要性と、それを越えた場合の対応として「診療拒否」も含め、全国から寄せられる相談に助言をされています。

本講演会では、「診療拒否」も想定した限界設定の必要性と合せ、患者トラブル増加の社会的背景、それに強い医療機関になるための方策、心構えも学んでいただきます。

講師は、日経ヘルスケア誌「病医院トラブル110番日記」を毎月連載し、“なにわのトラブルバスター”として知られる、大阪府保険医協会事務局参与の尾内康彦氏です。

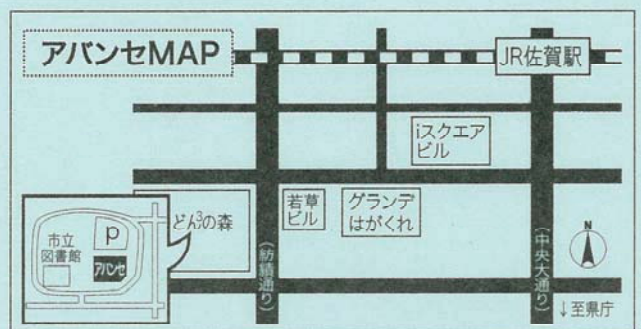
この講演会は医療法の医療安全管理講習会として受講証を配布します。先生やスタッフの皆様方のご参加をお待ちしております。

日時 **11月10日(土)**  
17:00~18:30

会場 **アバンセ 第1研修室**

\*参加対象/会員の医師、歯科医師とスタッフ  
佐賀市天神3丁目2-11 TEL0952-26-0011

※協会未入会の先生は事前に入会手続きの上で参加ください。  
※定員になり次第締め切ります。



**会員参加費無料**

HP **主催 佐賀県保険医協会**

☎ (0952)29-1933 FAX 23-5218  
E-mail: hoken-i@star.saganet.ne.jp

■FAX参加申込書 2018.11.10(土)

**FAX (0952) 23-5218**

患者トラブルを解決する最大のポイントとは?  
～近年の相談事例から見えてきたもの～

参加人数	医師、歯科医師	スタッフ
	名	名

医療機関名

会員名

御住所

TEL( ) -